

生活保護のしおり



いわみちょうふくしじむしょ
岩美町福祉事務所

せいかつ ほご 生活保護とは

いろいろな事情で生活に困っている人に対して、国が定めた基準に基づいて、生活費や医療費などを保障するとともに、一日も早く自立できるように手助けする制度です。

日本国憲法

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

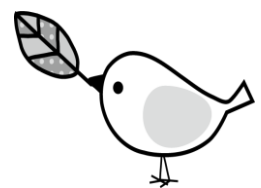
第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

ただし、暴力団員には生活保護を適用しません。

（生命の危険がある場合などを除く。）

ほご う まえ 保護を受ける前に



次のように努力しても生活できないときは、保護が受けられます。

（保護を申請する前に、次のような努力をしてください。）

1 能力に応じて働いてください。

2 預貯金や生命保険（解約返戻金）、入院給付金・資産（田、畑、山林

などの売却代金^{ばいきやくだいきん}を活用^{かつよう}してください。

3 おや・こ・きょうだいしまい^{おや こ きょうだいしまい}からできるだけ援助^{えんじょ}を受けてください。

4 社会保険制度^{しゃかいほけんせいど}（傷病手当^{しょうびやうてあて}や雇用保険^{こようほけん}・各種年金^{かくしゅねんきん}・児童扶養手当^{じどうふようてあて}など）

で受けられるものはすべて受^うけてください。

5 自動車^{じどうしゃ}の所有^{しよゆう}、使用^{しよゆう}は原則^{げんそく}として認め^{みと}られません。

生活保護法

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

民法

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

保護^{ほご}を受けるための手続^{てつづ}きは

保護^{ほご}の申請^{しんせい}がありますと、福祉事務所^{ふくしじむしょ}の職員^{しよくいん}が、あなたの世帯^{せたい}を訪問^{ほうもん}し

て生活保護^{せいかつほご}を決定^{けつてい}するうえで必要^{ひつよう}な調査^{ちょうさ}を行^{おこな}います。

この調査^{ちょうさ}は、あなたの世帯^{せたい}がどのような援助^{えんじょ}を受けられるか、どうすれ

ば自立^{じりつ}できるかなどについて、検討^{けんとう}するためのものです。

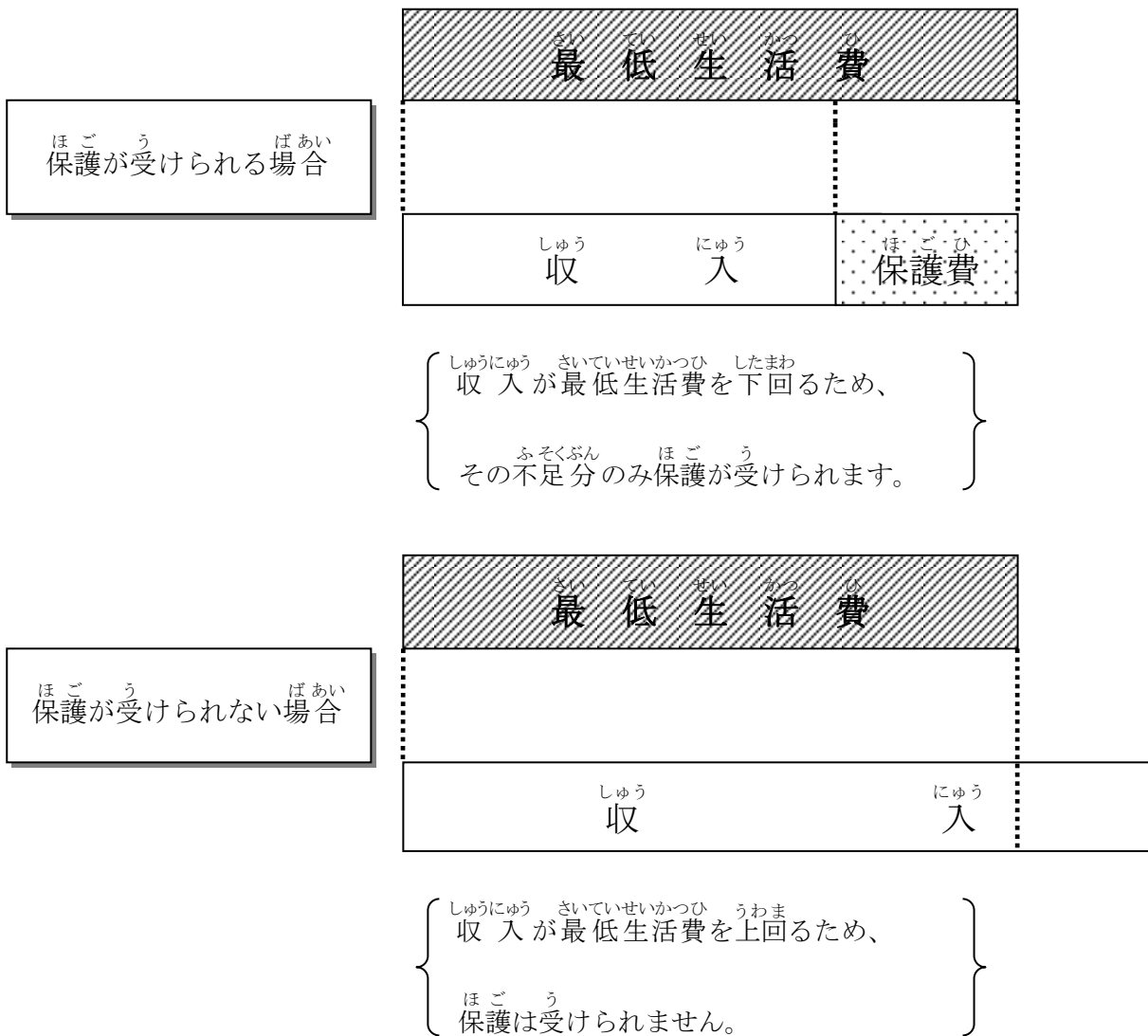
調査^{ちょうさ}を拒否^{きよひ}されたり、嘘^{うそ}の申立^{もうした}てをした場合^{ばあい}は、保護^{ほご}を受け^うることがで

きません。

ほご ひつよう 保護が必要かどうかは

いっしょ せいかつ かぞく ひと せたい せたい おう
一緒に生活している家族すべてを一つの世帯として「その世帯に応じた

さいていせいかつひ せたい しゅうにゆう ひかく き
最低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較して決めます。



1 **最低生活費**とは、年齢別・世帯構成別、その他の需要を考慮して、国で決められた額です。

2 **収入**とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます。

ただし、働いて得た収入などに対しては、控除があります。

ほご しゅるい 保護の種類は

ほご せいかつ じゅうたく きょういく かいご いりょう しゅつぎん せいぎょう そうさい しゅるい
保護には、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の8種類の

ふじょ ひつよう おう しきゅう
扶助があり、必要に応じて支給されます。

ほご う けんり 保護を受けたときの権利は



せいとう りゆう ほご ひへ ほご う
正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。

ほご しきゅう かねものたい ぜいきん
保護により支給されたお金や物に対して、税金をかけられることはありません。また、差し押さえられることもありません。

き ほご ないよう なつとく とっとりけん ちじたい
決められた保護の内容に納得できないときは、鳥取県知事に対して不服申立てをすることができます。

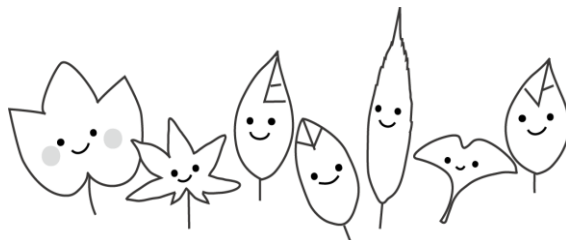
生活保護法

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

第57条 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることがない。

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。



保護を受けたときの義務は

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

生活保護法

第59条 保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(届出の義務 1)

収入・資産の面で変化があれば申告をしなければなりません。

収入があるなしにかかわらず、毎月(場合によっては3か月に1回)収入

申告書を提出してください。また、年1回資産申告書を提出してください。

なお、次のような場合は、その都度、収入申告書を提出してください。

- 1 働いて得た収入が増えたり、減ったりしたとき。
- 2 働くようになり、新たな収入を得たとき。
- 3 ボーナス、傷病手当金、失業給付金、労働災害補償金、退職金、アルバイト料などをももらったとき。
- 4 年金・手当・仕送りの額が変わったとき。
- 5 慰謝料や生命保険金、入院給付金などを受け取ったとき。
- 6 福祉事務所から処分を指示された資産を売ったとき、または資産をももらったとき。



※原則として、課税調査については年1回、固定資産調査につい

ては3年に1回実施します。収入、資産の面で変化があれば、必

ず申告してください。

とどけで ぎ む (届出の義務 2)

く らしのう えで へんか が あれば ほうこく しなければ なりません。

1 じゅうしょ か
住所が変わったとき。

2 しごと か
仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき。

3 かぞく にんずう しゅつしょう しぼう てんしゅつ てんにゅう か
家族の人数が出生、死亡、転出、転入で変わったとき。

4 ちようきかん いえ あ
長期間にわたって家を空けるとき。

5 しょいう とち かおく など しさん ばいきやく
所有する土地、家屋など資産を売却しようとするとき。

6 やちん へやだい しゃくちりょう か
家賃、部屋代、借地料が変わったとき。

7 かいごほけんほう かいご う
介護保険法による介護サービスを受けたりやめたりするとき。

8 しせつ にゅうしょ たいしょ
施設へ入所したり退所したりするとき。

9 にゅういん たいいん てんいん
入院したり、退院したり、転院したりするとき。

10 こうこう にゅうがく ちゅうとたいがく
高校へ入学したり、中途退学したりするとき。

11 けんこうほけんしょう いりょうほけん つか
健康保険証など医療保険が使えるようになったり、または使えなくな
ったとき。

12 こうつうじこ
交通事故にあったとき。

13 た せいかつじょうたい へんか
その他、生活状態に変化があったとき。



生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

せいかつじょうぎむ (生活上の義務)

せいかつ ほごう せいかつ つぎ
生活保護を受けなくても生活していけるように、次のような
どりよく
努力をしてください。

- 1 はたら ひと のうりよく おう はたら
働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 2 おや こ きょうだいしまい ひと かた ほし ふし
親や子、兄弟姉妹のおられる人は、その方から、また、母子（父子）の
かた わか おつと つま こども しおく えんじょう う
方は別れた夫（妻）からも、子供への仕送りなどの援助を受けられるよ
う 働かかけてください。
- 3 まいにち ししゅつ けいかくてき おこな ところ
毎日の支出は、計画的に行うよう心がけてください。
- 4 こうか こうか こうにゆう ばあい そうだん ほゆう みと
高価なものなど購入される場合は相談してください。保有が認められて
いない場合があります。
- 5 びょういん いいん いし しじ
病院（医院）にかかっているときは、医師の指示にし
たがって1日も早く病気を治すよう心がけてください。
- 6 えいよう しょくせいかつ ところ きしやう すいみん いちにち
栄養のバランスのとれた食生活を心がけ、起床から睡眠までの一日の
せいかつ ととの けんこう ほ じ つと
生活リズムを整えるなど、健康保持に努めてください。
- 7 ちょう そうごうけんしん かなら じゅしん せいかつしゅうかん かいぜん と く
町の総合検診は必ず受診し、生活習慣の改善に取り組むとともに、
ひつよう ちりょう かいし
必要な治療を開始してください。
- 8 せいかつ ほ ごじゅきゆうちゆう ねんきんたん ぼかしつけ う ふくし
生活保護受給中に年金担保貸付を受けることはできません。また、福祉
じ むしよちょう みと いがい かしつけ しゃっきん みと
事務所長が認めた以外の貸付や借金を行うことは認められません。



生活保護法

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

福祉事務所職員ふくしじむしょしょくいん やくわりの役割は

福祉事務所職員は、保護ほごの相談そうだんにこられた方の相談かた そうだんを受けたり、適切なてきせつ保護ほごを行うために定期的おこなに家庭訪問ていきてき かていほうもんをしています。

保護ほごを受けている世帯うが、生活せたいの維持向上せいかつ いじこうじょうや、自分の力じぶん ちからで生活せいかつするようになるにはどうすればいいのかを一緒いっしょに考えかんがます。

困こまっていることや、わからないことがあれば、相談そうだんしてください。

民生委員みんせいいいん やくわりの役割は

民生委員みんせいいいんは、地域ちいきで困こまっている方かたなどの相談そうだんにのってくれる人ひとで、福祉事務所ふくしじむしょとは協力関係きょうりょくかんけいにあります。

生活保護せいかつ ほごに関することかんをはじめ、社会福祉全般しゃかいふくしぜんぱんにわたって相談そうだんに応じますので遠慮えんりょなく相談そうだんしてください。

もちろん、その内容ないようなどについての秘密ひみつは守まもります。



連 絡 先

名 称：岩美町福祉事務所

住 所：〒681-0003 岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2

電話番号： 0 8 5 7 - 7 3 - 1 3 3 9

ファクシミリ： 0 8 5 7 - 7 3 - 1 3 4 4